○総務省告示第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］	第２　周波数割当表 ［１～７　同左］
［第１表　略］ 第２表　27.5MHz－10000MHz	［第１表　同左］ 第２表　27.5MHz－10000MHz

［略］	国内分配（MHz）(4)		無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［略］				
5850－5888 J 40	固定		電気通信業務用	
	固定衛星（地球から宇宙）		電気通信業務用 公共業務用	
	移動		放送事業用	
5888－5925	固定		電気通信業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、令和13年３月31日までに限る。
	固定衛星（地球から宇宙）		電気通信業務用 公共業務用	
	移動		公共業務用 一般業務用	
［略］				

［第３表　略］

［国内周波数分配の脚注　略］
［別表１－１～別表11－３　略］
［国際周波数分配の脚注　略］

［同左］	国内分配（MHz）(4)		無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［同左］				
5850－5925 J 40	固定		電気通信業務用 放送事業用	
	固定衛星（地球から宇宙）		電気通信業務用 公共業務用	
	移動		放送事業用	
［同左］				

［第３表　同左］

［国内周波数分配の脚注　同左］
［別表１－１～別表11－３　同左］
［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第一項第一号ハの規定に基づき、第一号新規開設局を次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

電波法第七十一条の二第一項第一号ハの第一号新規開設局は、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）第四条第一項第十三号又は第十七号に掲げる区分の無線局であって、五、八九五MHzを超え五、九二五MHz以下の周波数の電波を使用するものとする。

○総務省告示第三十八号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年総務省告示第百三十五号（令和七年度地方債同意等基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正